

本庁における定時見積の実施について

1 定時見積とは

本庁で必要となる物品の購入で、「一般印刷」、「軽印刷」、「ゴム印・印章」の営業種目に係る案件のうち、1件の予定価格が400万円以下の案件を定期的に見積の上、見積参加を希望する事業者の見積競争により契約する方法です。（以下「定時見積」という。）

2 参加資格

- (1) 該当案件の営業種目で入札参加資格者名簿（物品の製造等）に登録されている者であること。
- (2) 見積書提出日において、入札参加資格の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 見積書提出日において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (4) 愛知県内に本店を有する者であること。
- (5) 案件閲覧日時に会計局調達課（本庁舎1階西側）内で仕様書、原稿等を閲覧し、閲覧名簿に記名した者であること。

3 調達条件

営業種目が「一般印刷」、「軽印刷」の定時見積による調達については、原則、自社の印刷機を使用すること、また、県内で全工程を行うこと。

4 定時見積（閲覧）を行う時間及び営業種目等

	案件閲覧日時 (仕様及び原稿の提示)	見積書の提出期限	開札結果の通知
ゴム印・印章	毎月第2、第4火曜日 午前9時30分から午後4時まで	閲覧日翌開庁日の 午後8時まで	閲覧日翌々開庁日の 午前9時から
一般印刷、 軽印刷	水曜日及び金曜日の 午後1時30分から午後4時まで		

(注) **※必ず閲覧名簿に記名してください。**

定時見積開催の有無は、当日お電話によるお問い合わせが可能です。一般印刷、軽印刷については、閲覧日当日調達課内に掲示もします。

5 見積書の提出方法

閲覧名簿に記名していただいた事業者様を対象に閲覧日の午後5時までに物品等電子調達共同システム（以下、システム）で見積依頼します。見積依頼がメールで届きますので、システムにログインし、見積金額を登録してください。

6 その他

- (1) 課税事業者、免税事業者を問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記入してください。
- (2) 無効及びその他の事項については、入札心得のとおりです。
- (3) 物品の納入時間は、開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後3時までに限ります。また、契約事業者立会いのもと、県の実施する納品検査に合格したものに限り受領します。

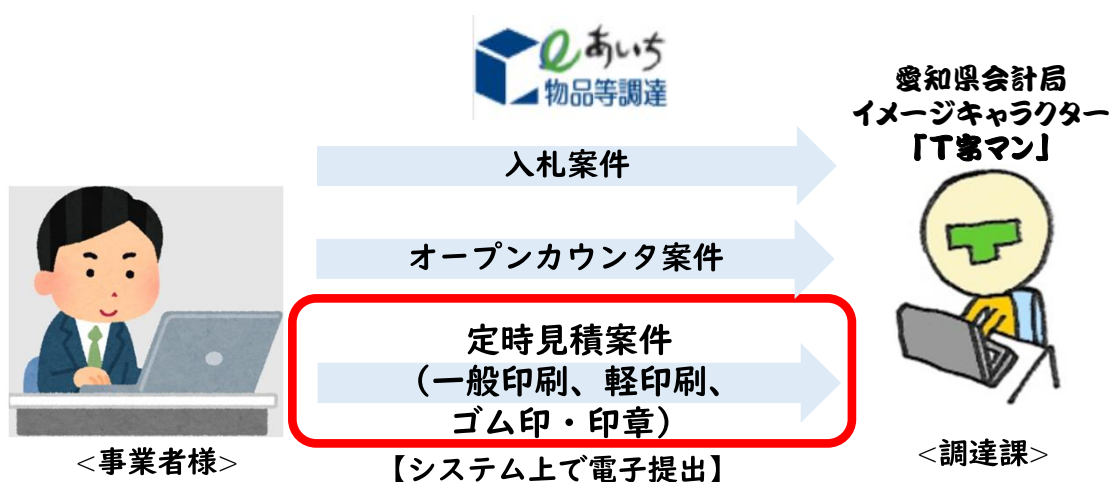
- (4) 正式な発注は、調達課が発行する発注書兼納品確認書・請求書（県様式）の交付をもってお知らせします。発注書兼納品確認書・請求書は調達課でお渡しします。納品時には、発注書兼納品確認書・請求書と納品書（任意様式）を併せて御提出ください。
- (5) 本内容は、変更することがあります。変更する場合は、同様にホームページでお知らせします。

担 当 調達第一グループ
電話番号 052-954-6645（ダイヤルイン）

見積書提出を 電子化します!




- ◆ 定時見積の見積書提出依頼を「あいち電子調達共同システム（物品等）」（以下システムという）を利用して行います。



<案件による違い>

案件	予定価格	ICカード	名簿登録
入札案件	予定価格400万円超	必要	必要
定時見積案件	予定価格400万円以下	不要	必要

 見積がシステム上で完結

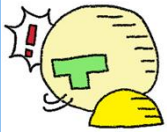
 見積書提出にICカードは不要

 計算間違いや記載不備による無効が防げます

Q & A



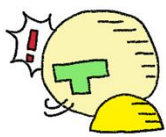
なぜ見積の提出方法が変わるのですか？



ペーパーレスを推進することで、用紙排出量を縮減します。また、システムで提出することで記載誤りによる無効や、計算間違いを防げます。



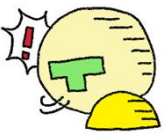
見積の提出方法以外に変わることはありますか？



落札決定通知がメールで届きます。原稿や見本の引き渡しは変更ありません。



オープンカウンタと何が違うのですか？



オープンカウンタは公開型の見積競争となりますが、本件は定時見積閲覧期間に、調達課まで閲覧に来ていただいた事業者様（定時見積参加事業者様）を対象に、見積依頼します。



見積依頼通知以外にメールで届くものはありますか？



以下の表のとおりシステムからメールが自動送信されます。

タイミング	メールタイトル
県が見積依頼したとき	見積依頼通知書発行通知
事業者様が見積書を提出したとき	見積受付票発行通知
見積書提出期限が到来したとき	見積締切通知書発行通知
県での開札処理が終了したとき	落札決定通知書発行通知